

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のついでにあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のついでにあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるのとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のついでにあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるのとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のついでにあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるのとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるのとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変わらざるときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附則（施行期日）  
1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）  
2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附則（平成十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一四号）  
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一月一九日法務省令第一七号）  
この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成十三年二月八日法務省令第二〇号）  
この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附則（平成十三年二月二日法務省令第二三号）  
この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月八日法務省令第二五号）  
この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附則（平成十三年三月一九日法務省令第二八号）  
この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日法務省令第三七号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成十三年四月二日法務省令第四九号）  
この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附則（平成十三年四月二五日法務省令第五三号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日  
二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日  
三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附則（平成十三年五月二八日法務省令第五五号）  
この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附則（平成十三年七月九日法務省令第六〇号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日  
二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日  
三 別表仙台台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附則（平成十三年八月二〇日法務省令第六三号）  
この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附則（平成十三年九月一七日法務省令第六八号）  
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年十月二日法務省令第七二号）  
この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附則（平成十三年十月二九日法務省令第七四号）  
この省令は、平成十三年十一月五日から施行する。

附則（平成十三年十一月一六日法務省令第七五号）  
この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附則（平成十三年十一月二二日法務省令第七七号）  
この省令は、平成十三年十一月二十五日から施行する。

附則（平成十三年十二月二二日法務省令第八〇号）  
この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年十二月二八日法務省令第八二号）  
この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。

附則（平成十三年十二月三十一日法務省令第八四号）  
この省令は、平成十三年十二月三十一日から施行する。

附則（平成十三年十二月三十一日法務省令第八五号）  
この省令は、平成十三年十二月三十一日から施行する。

附則（平成十三年十二月三十一日法務省令第八六号）  
この省令は、平成十三年十二月三十一日から施行する。

附則（平成十四年三月八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月八日法務省令第三一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附則（平成十四年四月二三日法務省令第三三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年五月二日法務省令第三五五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附則（平成十四年七月八日法務省令第四五五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月一九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附則（平成十四年九月九日法務省令第五一五号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日

三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附則（平成十四年一月一八日法務省令第五六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附則（平成十四年二月九日法務省令第五八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附則（平成十五年一月九日法務省令第二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。

附則（平成十五年一月二九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日

三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

五 第一条中別表福島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方

法務局の部、釧路支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日

附則（平成十五年二月二四日法務省令第六号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附則（平成十五年三月五日法務省令第九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の部、同部網走支局の部、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年四月二日法務省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附則（平成十五年五月六日法務省令第四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附則（平成十五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部、松戸支局の部及び柏支局の部の改正規定 平成十五年六月六日

二 略

三 第一条中別表千葉地方法務局の部、八日市場支局の部の改正規定 平成十五年六月二十三日

四 第一条中別表津地方法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十五年六月三十日

附則（平成十五年七月七日法務省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月一五日法務省令第五四四号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第五六号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二五日法務省令第五七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法務省令第六一五号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日

四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日

五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附則（平成十五年九月二日法務省令第六五五号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附則（平成十五年一〇月七日法務省令第七一五号）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。



九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の  
改正規定及び第四条の規定 平成十七年一  
月三十一日

附則 (平成一六年一月二二日法律省令  
第九三三号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行す  
る。

附則 (平成一七年一月四日法律省令第  
一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年  
一月一日から適用する。

附則 (平成一七年一月一日法律省令  
第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年一月一七日法律省令  
第六号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令  
による改正後の法務局及び地方法務局の支局及  
び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」と  
いう。)別表熊本地方法務局の部及び登記事務  
委任規則(以下「改正後の委任規則」とい  
う。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五  
日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局  
の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六  
日から適用する。

附則 (平成一七年一月二八日法律省令  
第七号)抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、  
それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方  
法務局の部の改正規定 平成十七年一月一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法  
務局の部の改正規定 平成十七年二月七日

三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の  
部の改正規定 平成十七年二月十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支  
局の部及び山口地方法務局の部下関支局の部の改  
正規定 平成十七年二月十三日

五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法  
務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務  
局の部、大津地方法務局の部長浜支局の部、奈良  
地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中  
登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二  
の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表  
第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定  
平成十七年二月十四日

六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の  
部の改正規定 平成十七年二月二十一日

七 第一条中別表福島地方法務局の部及び岡山  
地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務  
委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別  
表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人  
権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年  
二月二十八日

附則 (平成一七年二月一日法律省令第  
一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年二月四日法律省令第  
一五号)

この省令は、平成十七年二月五日から施行す  
る。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改  
正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三  
条の改正規定は、同月七日から施行する。

附則 (平成一七年二月一四日法律省令  
第一五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条の  
規定による改正後の法務局及び地方法務局の支  
局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規  
則」という。)の規定、第三条の規定による改  
正後の登記事務委任規則(以下「改正後の委任  
規則」という。)の規定及び第五条の規定による  
改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員  
連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の  
規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規  
定による改正後の設置規則の規定及び第四条の  
規定による改正後の委任規則の規定は同月十三  
日から適用する。

附則 (平成一七年二月二八日法律省令  
第三二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、  
それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定 公布の日

二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方  
法務局の部笠岡支局の部、徳島地方法務局の部  
、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部  
及び大分地方法務局の部中津支局の部の改正規  
定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第  
三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の  
改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護  
委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月  
一日

三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の部  
の改正規定 平成十七年三月六日

四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規  
定 平成十七年三月七日

五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規  
定 平成十七年三月十九日

六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務  
局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中  
別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規  
定 平成十七年三月二十日

七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法  
務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、  
京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡  
支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法  
務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の部、大  
分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地  
方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地  
方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委  
任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改  
正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協  
議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成  
十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の  
部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の  
部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の  
部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法  
務局の部同地方法務局の部の改正規定、第三条中  
別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中  
登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中  
別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第  
一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成  
十七年三月二十八日

九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方  
法務局の部新見支局の部及び大分地方法務局の  
部宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三  
十一日

附則 (平成一七年三月一日法律省令第  
三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月三日法律省令第  
三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日法律省令第  
三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二二日法律省令  
第四一四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議  
会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員  
連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十  
一日から適用する。

附則 (平成一七年三月二二日法律省令  
第四二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日法律省令  
第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月三〇日法律省令  
第四四五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行す  
る。

附則 (平成一七年三月三一日法律省令  
第四六六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただ  
し、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四  
月一日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律省令第  
五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律省令第  
五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただ  
し、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成  
十七年四月十日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律省令第  
五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月二八日法律省令  
第六六号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行す  
る。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢  
支局の部の改正規定は、同月二日から施行す  
る。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律省令第  
六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規  
則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事  
務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五  
月一日から適用する。ただし、第一条中別表  
岡山地方法務局の部掛川支局の部の改正規定  
及び第二条中別表第二項の改正規定  
は、同月五日から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日法務省令第七一〇号）

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則（平成一七年六月一日法務省令第七三〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年六月十三日
- 二 略
- 三 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日

附則（平成一七年六月二七日法務省令第七六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿兒島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十七年七月七日
- 四 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月十一日

附則（平成一七年七月二七日法務省令第七七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二七日法務省令第七八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日
- 二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日
- 三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日

- 五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日

附則（平成一七年八月二二日法務省令第七八三〇号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附則（平成一七年八月二六日法務省令第七八六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日
- 三 略
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十日
- 五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日
- 六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七條、第十二條及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十六日

附則（平成一七年九月二二日法務省令第七八八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二二日法務省令第七八九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日法務省令第七九〇〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年九月二六日法務省令第七九四〇号）

- 一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部

- 土浦支局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の部、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の部、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野山人権擁護委員協議会の項及び武生山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日
- 三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の部の改正規定 平成十七年十月三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び太田支局の部、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部五島支局の部並びに鹿兒島地方法務局の部の改正規定、第二十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日
- 五 第一条中別表神戸地方法務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三條の改正規定 平成十七年十月二十四日

附則（平成一七年九月三〇日法務省令第七九九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月三日法務省令第八〇〇〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二二日法務省令第八〇二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十條第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二七日法務省令第八〇三〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日
- 二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日
- 三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の部、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿兒島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八條及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日
- 四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七條の改正規定 平成十七年十一月十四日
- 五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十七年十一月二十一日
- 六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九條の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附則（平成一七年一二月七日法務省令第八〇四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法務省令第八〇七〇号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法務省令第八〇九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福島地方法務局の部同地方法務局の部及び相馬支局の部、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の部、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部

同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の部の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日

四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三十日

附則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月十三日
- 二 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日
- 三 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の部の改正規定 平成十八年二月二十五日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日
- 五 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月二十七日
- 六 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月二十七日
- 七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月二十七日

附則 (平成一八年二月六日法務省令第一号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日
- 二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日
- 三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附則 (平成一八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附則 (平成一八年三月一五日法務省令第二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
- 二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附則 (平成一八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附則 (平成一八年三月二三日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日
- 四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日

附則 (平成一八年四月一〇日法務省令第四六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
- 五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
- 六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日

附則 (平成一八年七月三日法務省令第四四号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿嶋支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附則（平成一八年七月一八日法務省令第六六号）  
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。  
附則（平成一八年八月一日法務省令第六七号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一八年八月二二日法務省令第六八号）抄  
この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附則（平成一八年九月一日法務省令第七〇号）  
この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。  
附則（平成一八年九月二五日法務省令第七四号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定、平成十八年十月一日  
二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定、平成十八年十月十六日  
三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定、平成十八年十月二十三日

附則（平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号）抄  
この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。  
附則（平成一八年一二月一八日法務省令第八五号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定、平成十八年十一月二十七日  
二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定、平成十八年十二月十一日  
附則（平成一八年一二月一八日法務省令第八五号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定、公布の日  
二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定、平成十九年一月一日  
三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定、平成十九年一月六日  
四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定、平成十九年一月九日  
五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定、平成十九年一月十五日

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定、公布の日  
二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定、平成十九年一月一日  
三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定、平成十九年一月六日  
四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定、平成十九年一月九日  
五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定、平成十九年一月十五日

附則（平成一九年一月二二日法務省令第三号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一九年一月二九日法務省令第四号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定、公布の日  
二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定、平成十九年二月十三日  
三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定、平成十九年二月十九日

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第一条及び第四条の規定、平成十九年三月五日  
二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定、平成十九年三月十一日  
三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定、平成十九年三月十二日  
四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定、平成十九年三月十九日

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第一条及び第四条の規定、平成十九年三月五日  
二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定、平成十九年三月十一日  
三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定、平成十九年三月十二日  
四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定、平成十九年三月十九日

第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定、平成十九年三月二十六日  
附則（平成一九年三月二二日法務省令第八号）抄  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定、平成十九年三月三十一日  
三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定、平成十九年四月一日

附則（平成一九年三月二六日法務省令第一号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。  
附則（平成一九年四月二三日法務省令第二九号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定、公布の日  
二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定、平成十九年五月一日  
三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定、平成十九年五月七日

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。  
附則（平成一九年四月二三日法務省令第二九号）  
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定、公布の日  
二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定、平成十九年五月一日  
三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定、平成十九年五月七日

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。  
附則（平成一九年五月一八日法務省令第三三号）  
この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。  
附則（平成一九年六月一日法務省令第三七号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定、平成十九年六月十一日

第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定、平成十九年六月二十五日  
附則（平成一九年七月九日法務省令第四三号）  
この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。  
附則（平成一九年七月二三日法務省令第四四号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定、平成十九年七月二十日  
二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定、平成十九年八月二十日

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定、平成十九年九月十日  
二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定、平成十九年九月十八日

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定、平成十九年九月十日  
二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定、平成十九年九月十八日

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。  
附則（平成一九年九月二七日法務省令第五五号）  
この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定、平成十九年十月九日  
二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定、平成十九年十月十五日  
三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定、平成十九年十月二十九日  
附則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附則（平成一九年一月一九日法務省令第六四号）  
この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附則（平成一九年一月二〇日法務省令第六五号）  
この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附則（平成一九年二月七日法務省令第六六号）  
この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附則（平成二〇年二月四日法務省令第六七号）  
この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八條の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法務省令第六八号）  
この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法務省令第六九号）  
この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七條の改正規定は、同月三十一日から施行する。

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附則（平成二〇年三月七日法務省令第七〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法務省令第七二号）  
この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附則（平成二〇年五月二九日法務省令第七三号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四條から第十六條までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附則（平成二〇年九月九日法務省令第七四号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條第三項、第十二條第二項及び第七條の改正規定並びに同規則第三十五條を削り、同規則第三十四條を同規則第三十五條とし、同規則第三十三條を同規則第三十四條とし、同規則第三十二條の次に一條を加える改正規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五條、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六條、第三十七條及び第四十五條第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附則（平成二〇年九月三〇日法務省令第七五号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二八日法務省令第七六号）抄  
この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一二月二五日法務省令第七七号）抄  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二條の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る） 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六條、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表山台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附則（平成二一年三月二三日法務省令第七八号）  
この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部、南支庁の款同支庁の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附則（平成二一年三月二七日法務省令第七九号）  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部

及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附則（平成二二年四月一七日法務省令第八〇号）抄  
この省令は、平成二十二年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二二年六月二二日法務省令第八二号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附則（平成二二年七月二一日法務省令第八三号）抄  
この省令は、平成二十二年八月三日から施行する。

附則（平成二二年八月二四日法務省令第八四号）  
この省令は、平成二十二年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十二年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十二年九月二十四日

附則（平成二二年九月一六日法務省令第八五号）抄  
この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

この省令は、平成二十二年九月一六日から施行する。



任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

**附則（平成二十一年一〇月三〇日法務省令第四二号）抄**

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

**附則（平成二十一年二月二五日日法務省令第四七号）抄**

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

**附則（平成二十二年一月二七日日法務省令第一号）**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年二月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十日

**附則（平成二十二年二月二六日日法務省令第四号）**

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十六条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日
- 四 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十九日
- 五 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

**附則（平成二十二年三月二九日日法務省令第八号）抄**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日

**附則（平成二十二年五月三十一日日法務省令第二三号）抄**

この省令は、公布の日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年七月二日

**附則（平成二十二年七月二日日法務省令第二六号）抄**

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

**附則（平成二十二年九月二八日日法務省令第三一号）抄**

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

**附則（平成二十二年一〇月二二日日法務省令第三五号）抄**

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

**附則（平成二十二年一二月二四日日法務省令第四三号）抄**

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第四項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

**附則（平成二十二年一二月二四日日法務省令第四四号）**

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日

**附則（平成二十三年三月一八日日法務省令第四号）**

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略

**附則（平成二十三年四月一日法務省令第一三号）抄**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**附則（平成二十三年五月二七日日法務省令第一九号）抄**

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

**附則（平成二十三年五月二七日日法務省令第一九号）抄**

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略

**附則（平成二十三年七月二二日日法務省令第二四号）抄**

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略

**附則（平成二十三年八月二六日日法務省令第二六号）抄**

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略

**附則（平成二十三年九月三〇日日法務省令第二八号）抄**

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**附則（平成二十三年一〇月三十一日日法務省令第三〇号）抄**

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める部分に限る。



旭川地方事務局	八雲	江差	(函館)	支局	函館地方事務局	日高	俱知安	
	(八雲)	(江差)	(函館)	出張所		(日高)	(俱知安)	
	北海道 八雲町	北海道 檜山郡 江差町	北海道 函館市	位置		北海道 日高郡 新ひだか町	北海道 俱知安町	
	北海道の内 茅部郡の内 森町	北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡	北海道の内 鹿部町 茅部郡の内 亀田郡	管轄区域		北海道の内 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 二セコ町 寿都村 喜茂別町 留 極町 俱知安町	砂川市 歌志内市 空知郡の内 奈井江町 上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町 新十津川町

帯広	(帯広)	支局	紋別	留萌	留萌	留萌	留萌	支局
	(帯広)	(釧路)	(紋別)	(留萌)	(留萌)	(留萌)	(留萌)	(旭川)
	北海道 帯広市	北海道 釧路市	北海道 紋別市	北海道 留萌市	北海道 留萌市	北海道 留萌市	北海道 留萌市	北海道 旭川市
	北海道の内 河東郡	北海道の内 釧路市 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 紋別市 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興 部村 雄武町	北海道の内 留萌市 留萌郡 苦内郡 稚内市 稚内郡 天塩郡 礼文郡 利尻郡	北海道の内 留萌市 留萌郡 増毛郡 留萌市 占冠村	北海道の内 留萌市 留萌郡 勇払郡の内 南富良野町	北海道の内 留萌市 留萌郡 上富良野町 中富良野 空知郡の内	北海道の内 旭川市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡 (石狩国)

気仙沼	(気仙沼)	支局	名取	根室	根室	根室	北見	支局
	(気仙沼)	(古川)	(名取)	(根室)	(根室)	(根室)	(北見)	(旭川)
	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 名取市	北海道 根室市	北海道 根室市	北海道 根室市	北海道 北見市	北海道 旭川市
	宮城県の内 気仙沼市	宮城県の内 大崎市 栗原市 宮城県の内 宮城郡 加美郡 遠田郡	宮城県の内 名取市 宮城県の内 宮城郡 東松島市 石巻市 宮城県の内 宮城郡 牡鹿郡	北海道の内 根室市 根室郡 野付郡 標津郡 目梨郡	北海道の内 根室市 根室郡 野付郡 標津郡 目梨郡	北海道の内 根室市 根室郡 野付郡 標津郡 目梨郡	北海道の内 北見市 北見郡 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町	北海道の内 旭川市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡 (石狩国)

盛岡	(盛岡)	支局	十和田	八戸	弘前	青森	登米	大河原	支局
	(盛岡)	(盛岡)	(十和田)	(八戸)	(弘前)	(青森)	(登米)	(大河原)	(盛岡)
	盛岡市	盛岡市	青森県 十和田市	青森県 八戸市	青森県 弘前市	青森県 青森市	宮城県 登米市	宮城県 大河原町	宮城県 柴田郡 白石市
	盛岡市	盛岡市	青森県の内 十和田市	青森県の内 八戸市	青森県の内 弘前市	青森県の内 青森市	宮城県の内 登米市	宮城県の内 柴田郡 角田市 柴田郡 伊具郡	宮城県の内 宮城県の内 白石市 角田市 柴田郡 伊具郡



日立					府中		八王子		
(日立)	(水戸)	出張所	水戸地方 方法務局	西多摩 (西多摩 摩)	田無	(府中)	町田	立川	江戸川
茨城県	茨城県 水戸市	位置		東京都 福生市	東京都 西東京市	東京都 府中市	東京都 町田市	東京都 立川市	東京都 江戸川区
茨城県の内	那珂郡 東茨城郡 那珂市 ひたちなか市 笠間市 水戸市	管轄区域		東京都の内 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市	東京都の内 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市	東京都の内 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市	東京都の内 町田市	東京都の内 昭島市 日野市 東大和市 武蔵村山市	東京都の内 八王子市 多摩市 稲城市

宇都宮地方 方法務局	鹿嶋	田	常陸太 (常陸 太田)	筑西	下妻	龍ヶ崎	土浦		
	(鹿嶋)	市	茨城県 常陸太田 市	茨城県 筑西市	(下妻)	(龍ヶ 崎)	(土浦)		
	茨城県 鹿嶋市		茨城県 常陸太田 市	茨城県 筑西市	茨城県 下妻市	茨城県 龍ヶ崎市	茨城県 土浦市		日立市
	茨城県の内 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市		茨城県の内 久慈郡 常陸大宮市	茨城県の内 桜川市 筑西市 結城市	茨城県の内 古河市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡	茨城県の内 つくばみらい市 守谷市 牛久市 取手市 茨城県の内	茨城県の内 つくば市 茨城県の内 稲敷郡の内 稲敷市 北相馬郡 河内町	茨城県の内 美浦村 阿見町 稲敷郡の内 小美玉市 かすみがうら市 石岡市 茨城県の内	日立市 高萩市 日立市 茨城市 茨城県の内

高崎		支局	前橋地方 方法務局	大田原	日光	栃木	足利	宮	支局
(高崎)	渋川	(前橋)	出張所	(大田 原)	(日光)	(栃木)	(足利)	(宇都 宮)	出張所
群馬県 高崎市	群馬県 渋川市	群馬県 前橋市	位置	栃木県 大田原市	栃木県 日光市	栃木県 栃木市	栃木県 足利市	宇都宮市	位置
群馬県の内 高崎市 藤岡市 安中市	群馬県の内 渋川市 北群馬郡	群馬県の内 前橋市	管轄区域	栃木県の内 大田原市 矢板市 那須塩原市	栃木県の内 日光市 塩谷郡の内 塩谷町	栃木県の内 栃木市 下都賀郡の内 壬生町	栃木県の内 足利市 高根沢町	宇都宮市 鹿沼市 さくら市 那須烏山市 河内郡 塩谷郡の内	管轄区域 栃木県の内 宇都宮市 鹿沼市 さくら市 那須烏山市 河内郡 塩谷郡の内

川越				支局	さいたま地方 方法務局	中之条	富岡	沼田	太田	伊勢崎	桐生
(川越)	志木	上尾	鴻巣	(さい たま)	出張所	(中之 条)	(富岡)	(沼田)	(太田)	(伊勢 崎)	(桐生)
埼玉県 川越市	埼玉県 志木市	埼玉県 上尾市	埼玉県 鴻巣市	埼玉県 さいたま市	位置	群馬県 中之条町	群馬県 富岡市	群馬県 沼田市	群馬県 太田市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 桐生市
埼玉県の内 川越市	埼玉県の内 志木市 朝霞市 和光市 新座市	埼玉県の内 上尾市 桶川市 北足立郡	埼玉県の内 鴻巣市 北本市	埼玉県の内 さいたま市 蕨市 戸田市 蓮田市	管轄区域	群馬県の内 甘楽郡	群馬県の内 多野郡 上野村 甘楽郡	群馬県の内 沼田市 利根郡	群馬県の内 太田市 館林市 邑楽郡	群馬県の内 伊勢崎市 佐波郡	群馬県の内 桐生市 みどり市

越谷	東松山 (東松山)	飯能	所沢	秩父	熊谷	坂戸	富士見市 ふじみ野市 入間郡の内 三芳町 比企郡の内 川島町
(越谷)	東松山	飯能	(所沢)	(秩父)	(熊谷)	坂戸	
埼玉県 越谷市	埼玉県 東松山市	埼玉県 飯能市	埼玉県 所沢市	埼玉県 秩父市	埼玉県 熊谷市	埼玉県 坂戸市	
北葛飾郡の内 吉川市	埼玉県の内 東秩父村	埼玉県の内 飯能市	埼玉県の内 狭山市 入間市	埼玉県の内 秩父市 秩父郡の内 横瀬町 皆野町 小鹿野町	埼玉県の内 熊谷市 深谷市 行田市 大里郡	埼玉県の内 坂戸市 鶴ヶ島市 入間郡の内 毛呂山町 比企郡の内 鳩山町	

木更津 (木更津)	館山 (館山)	船橋 (船橋)	市川 (市川)	東金	支局 (千葉)	千葉地方 支務局	久喜 (久喜)	春日部	松伏町
千葉県 木更津市	千葉県 館山市	千葉県 船橋市	千葉県 市川市	千葉県 東金市	千葉県 中央区	出張所 位置	千葉県 久喜市	千葉県 春日部市	千葉県 松伏町
千葉県の内 君津市	千葉県の内 館山市	千葉県の内 船橋市	千葉県の内 市川市	千葉県の内 東金市	千葉県の内 習志野市	管轄区域	千葉県の内 久喜市	千葉県の内 春日部市	千葉県の内 松伏町
富津市	安房郡	浦安市	鎌ヶ谷市	山武市	山武郡の内 大網白里市	幸手市 白岡市	羽生市	八潮市	北葛飾郡の内 杉戸町

横濱 (横濱)	横濱地方 支務局	茂原	匝瑳	柏	佐倉	香取	松戸	袖ヶ浦市
横濱市	出張所 位置	(茂原)	(匝瑳)	(柏)	(佐倉)	(香取)	(松戸)	
神奈川 市中区	神奈川 市中区	千葉県 茂原市	千葉県 匝瑳市	千葉県 柏市	千葉県 佐倉市	千葉県 香取市	千葉県 松戸市	千葉県 松戸市
神奈川 市中区	神奈川 市中区	千葉県の内 長生郡	千葉県の内 旭市	千葉県の内 野田市	千葉県の内 成田市	千葉県の内 香取郡の内	千葉県の内 流山市	千葉県の内 松戸市

宮	湘南	横須賀 (横須賀)	川崎	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川
西湘二 (西湘二宮)	(湘南)	横須賀	(川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川
神奈川 中郡二宮	神奈川 藤沢市	神奈川 横須賀市	神奈川 川崎市	神奈川 青葉区	神奈川 栄区	神奈川 旭区	神奈川 戸塚区	神奈川 港北区	神奈川 金沢区	神奈川 横濱市
神奈川 平塚市	神奈川 鎌倉市	神奈川 横須賀市	神奈川 川崎市	神奈川 青葉区	神奈川 栄区	神奈川 旭区	神奈川 戸塚区	神奈川 港北区	神奈川 金沢区	神奈川 横濱市

















局 日高支	支局 倶知安	局 滝川支	支局 苫小牧	支局 岩見沢	
北海道の内 沙流郡 新冠郡	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 ニセコ町 別町 京極町 岩内郡 古宇郡	北海道の内 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 空知郡の内 奈井江町 樺戸郡の内 浦臼町 雨竜郡の内 雨竜町	北海道の内 苫小牧市 白老郡 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町	北海道の内 夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡の内 月形町	伊達市 虻田郡の内 豊浦町 洞爺湖町 有珠郡
局 留萌支	局 八雲支	局 江差支	本庁	官署	函館地方支局
北海道の内	北海道の内 茅部郡の内 森町 二海郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡	北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 鹿部町	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡の内 鹿部町	北海道の内 旭川市 深川市 富良野市 富良野郡 雨竜郡(札幌法務局滝川支局の管轄に属する地域を除く) 上川郡(石狩国) 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 勇払郡の内 占冠村	日高郡 幌泉郡 幌似郡 浦河郡 様似郡
局 釧路地方法務局	局 紋別支	局 名寄支	局 稚内支	局 帯広支	局 北見支
北海道の内 釧路市 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 紋別市 紋別郡の内 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	北海道の内 士別市 名寄市 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡	北海道の内 稚内市 宗谷郡 天塩郡 礼文郡 利尻郡	北海道の内 帯広市 河東郡 上川郡(十勝国) 河西郡 広尾郡 中川郡(十勝国) 足寄郡 十勝郡	北海道の内 北見市 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
局 石巻支	局 根室支	官署	局 塩竈支	局 古川支	支局 気仙沼
宮城県の内 石巻市 東松島市 牡鹿郡	北海道の内 根室市 野付郡 標津郡 目梨郡	官署 宮城県の内 仙台市 名取市 岩沼市 富谷市 黒川郡 亶理郡	宮城県の内 塩竈市 多賀城市 宮城郡	宮城県の内 栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡	宮城県の内 宮城郡



板橋出張所	東京の内	八丈支庁の所管区域	御蔵島村 小笠原村	神津島村 三宅村 新島村 利島村 大島町 江戸川区 葛飾区 足立区 杉並区 渋谷区 世田谷区 大田区 目黒区 品川区 江東区 墨田区 台東区 文京区 新宿区 港区 中央区 千代田区	東京都の内	管轄区域	東京法務局 官署	本庁	相馬支局 福島県の内 相馬市 南相馬市 相馬郡	西白河郡 東白河郡 石川郡の内 石川町 浅川町 古殿町			
日立支局	茨城県の内	高萩市	日立市	那珂郡 東茨城郡 那珂市 ひたちなか市 笠間市 水戸市	茨城県の内	管轄区域	水戸地方法務局 官署	本庁	西多摩支局 東京都の内 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡	府中支局 東京都の内 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	八王子支局 東京都の内 八王子市 立川市 昭島市 町田市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市		
宇都宮地方法務局	鹿嶋支局 茨城県の内	鉾田市 行方市 神栖市 潮来市	茨城県の内	常陸大宮市 常陸太田市 久慈郡	茨城県の内	常陸太田支局 茨城県の内	下妻支局 茨城県の内	龍ヶ崎支局 茨城県の内	土浦支局 茨城県の内	北茨城市 茨城県の内 土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 小美玉市 稲敷郡の内 美浦村 阿見町			
高崎支局	群馬県の内	安中市 藤岡市	群馬県の内	前橋市 渋川市 北群馬郡	群馬県の内	那須郡 那須塩原市	大田原支局 栃木県の内	真岡支局 栃木県の内	日光支局 栃木県の内	栃木支局 栃木県の内	足利支局 栃木県の内	本庁 官署	管轄区域 栃木県の内 宇都宮市 鹿沼市 さくら市 那須烏山市 河内郡 塩谷郡の内 高根沢町



多野郡の内 神流町	桐生支局 群馬県の内 桐生市 みどり市	伊勢崎支局 群馬県の内 伊勢崎市 佐波郡	太田支局 群馬県の内 群馬県の内 太田市 館林市 邑楽郡	沼田支局 群馬県の内 群馬県の内 沼田市 利根郡	富岡支局 群馬県の内 群馬県の内 富岡市 多野郡の内 上野村 甘楽郡	中之条支局 群馬県の内 吾妻郡	さいたま地方事務局 官署 管轄区域	本庁 埼玉県の内 さいたま市 川口市 鴻巣市 上尾市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 北本市 富士見市 北足立郡
川越支局 埼玉県の内 埼玉県の内 川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡 比企郡の内 川島町 鳩山町	熊谷支局 埼玉県の内 埼玉県の内 熊谷市 行田市 本庄市 深谷市 大里郡 児玉郡	秩父支局 埼玉県の内 埼玉県の内 秩父市 秩父郡の内 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町	所沢支局 埼玉県の内 埼玉県の内 所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市	東松山支局 埼玉県の内 埼玉県の内 東松山市 比企郡の内 滑川町 ときがわ町 秩父郡の内 東秩父村	越谷支局 埼玉県の内 埼玉県の内 埼玉市内 春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 南埼玉郡			
北葛飾郡 埼玉県の内 埼玉県の内 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市	千葉地方事務局 官署 管轄区域	千葉支局 千葉県の内 千葉県の内 千葉市 東金市 習志野市 市原市 山武市 大網白里市 山武郡の内 九十九里町	市川支局 千葉県の内 千葉県の内 市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	船橋支局 千葉県の内 千葉県の内 船橋市 八千代市	館山支局 千葉県の内 千葉県の内 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡	木更津支局 千葉県の内 千葉県の内 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市	松戸支局 千葉県の内 千葉県の内 松戸市 流山市	
香取支局 千葉県の内 千葉県の内 成田市の内 青山 伊能 白作 大菅 大沼 大和田 小野 川上 官林 吉岡 久井崎 倉 水 小浮 桜田 猿山 地藏原 新田 柴 田 新川 新田 浅間 大柴 十余三 高 高岡 高倉 多良貝 津富浦 稲荷山 所 冬父 中里 中野 名木 名古屋 南敷 奈土 七沢 滑川 成井 西大 須賀 野馬込 東ノ台 一鍛田 一坪田 平川 堀籠 前林 馬乘里 松子 水 の上 村田 横山 四谷 香取市 香取郡の内 神崎町 東庄町	佐倉支局 千葉県の内 千葉県の内 成田市 (千葉地方事務局香取支局の管轄に属する地域を除く) 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡	柏支局 千葉県の内 千葉県の内 野田市 柏市 我孫子市	匝瑳支局 千葉県の内 千葉県の内 銚子市 旭市 匝瑳市 香取郡の内 多古町 山武郡の内 芝山町 横芝光町	茂原支局 千葉県の内 千葉県の内 茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡				

本庁	新潟県の内	官署	新潟地方 管轄区域	厚木支局	相模原支局	西湘二宮支局	湘南支局	横須賀支局	川崎支局	本庁	官署	横浜地方 管轄区域	夷隅郡
	新潟県の内			神奈川県の内	神奈川県の内	神奈川県の内	神奈川県の内	神奈川県の内	神奈川県の内	神奈川県の内			

新発田支局	柏崎支局	三条支局	長岡支局	北区(新潟地方 新潟支局の管轄 に属する地域を除く)
新潟県の内 新発田市 胎内市 新潟市北区内の 朝日町自一丁目至四丁目 至四丁目 石動一丁目二丁目 内沼 浦木 浦ノ入 大久保 大瀬柳 太田 大月 大迎 岡新田 笠柳 かぶ とやま一丁目二丁目 上大月 上土地亀 上堀田 嘉山 嘉山自一丁目至六丁目 川西自一丁目至四丁目 木崎 葛塚 笹山 笹山東 里飯野 下大谷内 下土 地亀 下早通 新鼻 十二 須戸 須戸 自一丁目至五丁目 すみれ野四丁目 太 子堂 高森 高森新田 東栄町自一丁目 至三丁目 樋ノ入 鳥屋 長戸 長戸呂 長戸呂新田 長場 新井郷 灰塚 白 新町自一丁目至四丁目 浜浦 早通 早 通北自一丁目至六丁目 早通南自一丁目 至五丁目 平林 仏伝 北陽一丁目二丁 目 前新田 美里一丁目二丁目 三ツ森 川原 三ツ屋 村新田 森下 柳原自一 丁目至七丁目 山飯野 横井 横土居 北蒲原郡	新潟県の内 柏崎市 三島郡 刈羽郡	新潟県の内 三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	新潟県の内 長岡市 小千谷市 見附市	北区(新潟地方 新潟支局の管轄 に属する地域を除く) 東区 中央区 江 南区 西区 西蒲区

新津支局	十日町支局	村上支局	糸魚川支局	上越支局	佐渡支局	南魚沼支局	甲府地方 管轄区域	山梨支局	大月支局
新潟県の内 新津市の内 秋葉区 南区 五泉市 阿賀野市 東蒲原郡	新潟県の内 十日町市 中魚沼郡	新潟県の内 村上市 岩船郡	新潟県の内 糸魚川市	新潟県の内 妙高市 上越市	新潟県の内 佐渡市	新潟県の内 魚沼市 南魚沼市	山梨県の内 甲府市 山梨市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 中巨摩郡	山梨県の内 山梨市	山梨県の内 山梨市

富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	南都留郡	北都留郡	山梨県の内	西八代郡	南巨摩郡	長野地方 管轄区域	長野支局	松本支局	上田支局	飯田支局	諏訪支局	伊那支局
富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	南都留郡	北都留郡	山梨県の内	西八代郡	南巨摩郡	長野地方 管轄区域	長野支局	松本支局	上田支局	飯田支局	諏訪支局	伊那支局

局 富士支	局 沼津支	局 浜松支	本庁	官署	静岡地方 事務局	局 木曾支	局 佐久支	局 飯山支	局 大町支
静岡県の内 富士宮市 富士市	静岡県の内 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 御殿場市 裾野市 伊豆の国市 伊豆市 田方郡 駿東郡	静岡県の内 浜松市 磐田市 湖西市	静岡県の内 静岡市	管轄区域	静岡県の内 静岡市	長野県の内 木曾郡	長野県の内 小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	長野県の内 飯山市 中野市 下高井郡 下高井郡 下水内郡	長野県の内 北安曇郡 大町市 長野県の内

局 一宮支	局 岡崎支	局 豊橋支	本庁	官署	名古屋 法律局	局 下田支	局 袋井支	局 藤枝支	局 掛川支
愛知県の内 一宮市 江南市	愛知県の内 岡崎市 額田郡	愛知県の内 豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市	愛知県の内 名古屋 豊明市 日進市 清須市 北名古屋 長久手市 愛知郡 西春日井郡	管轄区域	静岡県の内 下田市 賀茂郡	静岡県の内 袋井市 周智郡	静岡県の内 藤枝市 焼津市 牧之原市 榛原郡	静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市	静岡県の内 掛川市 御前崎 菊川市

官署	局 新城支	局 西尾支	局 豊田支	局 刈谷支	局 津島支	支局 春日井	局 半田支	
富山地方 法律局 管轄区域	愛知県の内 新城市 北設楽郡	愛知県の内 西尾市	愛知県の内 豊田市 みよし市	愛知県の内 碧南市 刈谷市 安城市 知立市 高浜市	愛知県の内 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	愛知県の内 瀬戸市 春日井市 犬山市 小牧市 尾張旭市 丹羽郡	愛知県の内 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	稲沢市 岩倉市

福井地方 法律局	局 輪島支	局 小松支	局 七尾支	本庁	官署	金沢地方 法律局	局 砺波支	局 魚津支	局 高岡支	本庁
	石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡	石川県の内 小松市 加賀市 能美市	石川県の内 七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡	石川県の内 かほく市 白山市 野々市市 能美郡 河北郡	石川県の内 金沢市	石川県の内 南砺市	富山県の内 砺波市 小矢部市	富山県の内 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	富山県の内 高岡市 氷見市 射水市	富山県の内 富山市 中新川郡



局 彦根支	滋賀県の内 彦根市 近江八幡市 東近江市 愛知郡 犬上郡 蒲生郡	局 長浜支	滋賀県の内 長浜市 米原市	局 甲賀支	滋賀県の内 甲賀市 湖南市	京都地方 官署	京都府の内 京都府の内 向日市 長岡京市 乙訓郡	福知山 支局	京都府の内 福知山市 綾部市	局 舞鶴支	京都府の内 舞鶴市	局 宇治支	京都府の内 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	局 宮津支	京都府の内 宮津市 与謝郡						
局 京丹後支	京都府の内 京丹後市	局 園部支	京都府の内 園部市 南丹市 船井郡	神戸地方 官署	兵庫県の内 神戸市の内 東灘区 灘区 中央区 長田区 須磨区 垂水区 北区 兵庫区 芦屋市	姫路支	兵庫県の内 姫路市 神崎郡	局 尼崎支	兵庫県の内 尼崎市	局 明石支	兵庫県の内 明石市 西区 神戸市の内 三木市	局 西宮支	兵庫県の内 西宮市	局 洲本支	兵庫県の内 洲本市 南あわじ市 淡路市	局 伊丹支	兵庫県の内 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	局 豊岡支	兵庫県の内 豊岡市		
局 豊岡支	兵庫県の内 豊岡市	局 養父支	兵庫県の内 養父市	局 美方支	兵庫県の内 美方郡	局 加古川支	兵庫県の内 加古川市 高砂市 加古郡	局 龍野支	兵庫県の内 龍野市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	社支局	兵庫県の内 西脇市 小野市 加西市 加東市 多可郡	局 柏原支	兵庫県の内 柏原市 丹波篠山市 丹波市	官署	奈良地方 官署	官署	奈良地方 官署	局 葛城支	奈良県の内 葛城市 香芝市 御所市 橿原市 大和高田市 奈良県の内 生駒郡 山辺郡 生駒市 天理市 大和郡山市	局 葛城支	奈良県の内 葛城市 香芝市 御所市 橿原市 大和高田市 奈良県の内 生駒郡 山辺郡 生駒市 天理市 大和郡山市
局 磯城郡	高市郡	局 桜井支	奈良県の内 桜井市 宇陀市 宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村	局 五條支	奈良県の内 五條市 吉野郡の内 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上山村 北山村 川上村	官署	和歌山地方 官署	本庁	和歌山県の内 和歌山市 海南市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 有田郡	局 橋本支	和歌山県の内 橋本市 伊都郡	局 御坊支	和歌山県の内 御坊市 日高郡の内 日高町 美浜町 日高町 由良町 印南町	局 田辺支	和歌山県の内 田辺市 日高郡の内 みなべ町 西牟婁郡	局 新宮支	和歌山県の内 新宮市				

東牟婁郡	広島法務局	官署 管轄区域	本庁 広島県の内	呉支局 広島県の内	尾道支局 広島県の内	福山支局 広島県の内	三次支局 広島県の内	東広島支局 広島県の内	廿日市支局 広島県の内	鳥取地方法務局 管轄区域	本庁 鳥取県の内
			中区 東区 南区 西区 安佐南区	山県郡 安芸郡 安佐北区 安芸区	江田島市	世羅郡 尾道市 三原市	広島県の内 福山市 府中市 神石郡	安芸高田市 庄原市 三次市	豊田郡 東広島市 竹原市	広島市の内 佐伯区 大竹市 廿日市市	鳥取市の内 岩美郡 八頭郡
米子支局	倉吉支局	松江地方法務局 官署 管轄区域	本庁 島根県の内	浜田支局 島根県の内	出雲支局 島根県の内	益田支局 島根県の内	西郷支局 島根県の内	岡山地方法務局 官署 管轄区域	本庁 岡山県の内	倉敷支局 岡山県の内	
鳥取県の内 米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県の内 倉吉市 東伯郡		島根県の内 安来市 松江市	島根県の内 浜田市 江津市 邑智郡	島根県の内 出雲市 大田市 雲南市 仁多郡 飯石郡	島根県の内 益田市 鹿足郡	島根県の内 隠岐郡		岡山県の内 岡山市 玉野市 赤磐市 加賀郡（岡山地方法務局高梁支局の管轄に属する地域を除く）	岡山県の内 倉敷市	
津山支局	勝田郡	笠岡支局	高梁支局	備前支局	山口地方法務局 官署 管轄区域	本庁 山口県の内	下関支局	宇部支局			
総社市 都窪郡	岡山県の内 津山市 真庭市（岡山地方法務局高梁支局の管轄に属する地域を除く） 美作市 真庭郡 苦田郡	岡山県の内 笠岡市 井原市 浅口市 小田郡	岡山県の内 岡山県の内 高梁市 新見市 真庭市の内 阿口 上皆部 下皆部 下中津井 宮地 山田 加賀郡吉備中央町の内 土豊野 黒土 黒山 岨谷 竹荘 田	岡山県の内 備前市 瀬戸内市 和気郡		山口県の内 山口市 防府市	山口県の内 下関市	山口県の内 山口市			
萩支局	周南支局	岩国支局	高松法務局 官署 管轄区域	丸亀支局	観音寺支局	徳島地方法務局 官署 管轄区域	本庁 徳島県の内				
宇部市 美祢市 山陽小野田市	山口県の内 萩市 長門市 阿武郡	山口県の内 下松市 周南市 光市	香川県の内 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡 綾歌郡の内 綾川町	香川県の内 丸亀市 坂出市 善通寺市 綾歌郡の内 宇多津町 仲多度郡	香川県の内 観音寺市 三豊市						

局 大洲支 愛媛県の内 八幡浜市 大洲市	局 西条支 愛媛県の内 新居浜市 西条市	支局 宇和島 愛媛県の内 宇和島市 北宇和郡 南宇和郡	局 今治支 愛媛県の内 今治市 越智郡	本庁 愛媛県の内 松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡	官署 管轄区域 松山地方 法務局	局 美馬支 徳島県の内 美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	局 阿南支 徳島県の内 阿南市 那賀郡 海部郡	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡		
本庁 福岡県の内 福岡市 宗像市 古賀市 福津市	官署 管轄区域 福岡県の内	福岡法務局	局 香美支 高知県の内 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡	支局 四万十 高知県の内 宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡	局 須崎支 高知県の内 須崎市 高岡郡の内 中土佐町 榑原町 津野町 四万十町	局 安芸支 高知県の内 室戸市 安芸市 安芸郡	本庁 高知県の内 高知市 土佐市 吾川郡 高岡郡の内 佐川町 越知町 日高村	官署 管轄区域 高知地方 法務局	四国中 愛媛県の内 四国中央市	西予市 喜多郡 西宇和郡
局 八女支 福岡県の内 筑後市 八女郡	局 朝倉支 福岡県の内 朝倉市 朝倉郡	局 柳川支 福岡県の内 大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潞郡	局 田川支 福岡県の内 田川市 田川郡	局 飯塚支 福岡県の内 飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡	局 直方支 福岡県の内 直方市 宮若市 鞍手郡	支局 久留米 福岡県の内 久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	支局 北九州 福岡県の内 北九州市 中間市 遠賀郡	糸島市 那珂川市 糟屋郡		
支局 佐世保 長崎県の内 佐世保市	本庁 長崎県の内 長崎市 西彼杵郡	官署 管轄区域 長崎地方 法務局	局 武雄支 佐賀県の内 武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡 藤津郡	支局 伊万里 佐賀県の内 伊万里市 西松浦郡	局 唐津支 佐賀県の内 唐津市 東松浦郡	本庁 佐賀県の内 佐賀市 鳥栖市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡	官署 管轄区域 佐賀地方 法務局	局 筑紫支 福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市	行橋支 福岡県の内 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	

局 玉名支	局 人吉支	局 八代支	本庁	官署	熊本地方事務局	局 対馬支	局 老岐支	局 平戸支	局 五島支	局 諫早支	局 島原支	
熊本県の内 荒尾市 玉名市	熊本県の内 人吉市 球磨郡	熊本県の内 八代市 水俣市 八代郡 葦北郡	熊本県の内 上益城郡	管轄区域		長崎県の内 対馬市	長崎県の内 老岐市	長崎県の内 平戸市 松浦市	長崎県の内 五島市	長崎県の内 諫早市 大村市 雲仙市	長崎県の内 島原市 南島原市	西海市 東彼杵郡 北松浦郡 南松浦郡

局 杵築支	局 竹田支	局 佐伯支	局 日田支	局 中津支	官署	大分地方事務局	津支局	阿蘇大	局 宇土支	局 山鹿支	局 天草支	
大分県の内 杵築市	大分県の内 竹田市 豊後大野市	大分県の内 佐伯市 津久見市	大分県の内 日田市 玖珠郡	大分県の内 中津市	管轄区域		熊本県の内 熊本市	熊本県の内 下益城郡	熊本県の内 宇土市 宇城市	熊本県の内 山鹿市	熊本県の内 天草市 上天草市 天草郡	玉名郡

局 川内支	本庁	官署	局 日南支	局 延岡支	局 都城支	官署	宮崎地方事務局	局 宇佐支	局 杵築支
鹿児島県の内 阿久根市 出水市	管轄区域	鹿児島県の内 鹿儿岛市 指宿市 西之表市 日置市 鹿儿岛郡 鹿儿岛郡 鹿毛郡	宮崎県の内 日南市 串間市	宮崎県の内 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	宮崎県の内 都城市 小林市 えびの市 北諸郡 西諸郡	管轄区域		大分県の内 宇佐市 豊後高田市 東国東郡	杵築市 国東市 速見郡

支局 宮古島	局 霧島支	局 奄美支	局 鹿屋支	官署	本庁	那覇地方事務局	局 知覧支	局 霧島支	局 奄美支	局 鹿屋支	
宮古島市 宮古郡	鹿児島県の内 霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	鹿児島県の内 奄美市 大島郡	鹿児島県の内 鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	管轄区域	沖縄県の内 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 中頭郡の内 西原町 島尻郡の内 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町		鹿児島県の内 枕崎市 南さつま市 南九州市	鹿児島県の内 霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	鹿児島県の内 奄美市 大島郡	鹿児島県の内 鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	薩摩川内市 いちき串木野市 薩摩郡 出水郡



石垣支局	名護支局	沖縄支局
沖縄県の内 石垣市 八重山郡	沖縄県の内 名護市 国頭郡 島尻郡の内 伊平屋村 伊是名村	沖縄県の内 宜野湾市 浦添市 沖縄市 うるま市 中頭郡の内 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村